

第17号議案
 第18号議案 関連資料

1 改正の概要

子育てに関する「支援センター」の呼称を整理し、相談先の明確化を図る。

<改正前>

名 称	子ども家庭支援センター	子育て支援センター 【家庭あんしんセンター内】	地域子育て支援センター 【ぷりすくーる西五反田内】
(所在地)	(二葉1-7-15)	(平塚2-12-2)	(西五反田3-9-9)
運営状況	令和2年4月より区に設置	指定管理者(社福)福栄会	指定管理者(社福)福栄会
設置根拠	品川区子ども家庭支援センター条例	品川区立家庭あんしんセンター条例	品川区立就学前乳幼児教育施設条例



<改正後>

子ども家庭支援センター (変更なし)	名称廃止 (家庭あんしんセンター内の機能として位置づけ)	ふれあい交流室 (ポップンルームとオアシスルームとして位置づけ)
-----------------------	---------------------------------	-------------------------------------

2 改正にともなう変更点等

- (1) 家庭あんしんセンター内の「ショートステイ」を「子どもショートステイ」と改称し、利用対象者の明確化を図る。
- (2) 子どもショートステイの利用年齢を「1歳半～12歳」から「1歳～15歳」に広げ対象者を拡大する。

3 施行日

令和4年4月1日

品川区立家庭あんしんセンター条例 新旧対照表

新	旧
<p>○品川区立家庭あんしんセンター条例 平成14年7月15日条例第25号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 母子家庭に対する自立生活支援および子育て家庭に対する育児支援を図るため、品川区立家庭あんしんセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>2 センターの所在地は、東京都品川区平塚二丁目12番2号とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、前条第1項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ひまわり荘（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第38条の母子生活支援施設をいう。以下同じ。）の設置および運営に関すること。</p> <p>(2) 子どもショートステイ（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の2の10第1項の短期入所生活援助事業をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) トワイライトステイ（児童福祉法施行規則第1条の3第1項の夜間養護等事業をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) 育成相談その他の児童に係る相談に関すること。</p> <p>(5) 支援を要する子ども家庭への援助に関すること。</p> <p>(6) 育児支援ヘルパーの派遣に関すること。</p> <p>(7) ファミリー・サポート・センター事業（育児に係る地域での相互援助</p>	<p>○品川区立家庭あんしんセンター条例 平成14年7月15日条例第25号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 母子家庭に対する自立生活支援および子育て家庭に対する育児支援を図るため、品川区立家庭あんしんセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>2 センターの所在地は、東京都品川区平塚二丁目12番2号とする。</p> <p>(施設および事業)</p> <p>第2条 センターは、前条第1項の目的を達成するため、次の各号に掲げる施設において、それぞれ当該各号に定める事業を行う。</p> <p>(1) ひまわり荘（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第38条に規定する母子生活支援施設とする。） 法第23条に基づく母子保護の実施に関すること。</p> <p>(2) 子育て支援センター 次に掲げる事業</p> <p>ア 育成相談その他の児童に関する相談</p> <p>イ 支援を要する子ども家庭への援助</p> <p>ウ ショートステイ</p> <p>エ トワイライトステイ</p> <p>オ 育児支援ヘルパーの派遣</p> <p>(3) ファミリー・サポート・センター 育児に関する地域での相互援助</p>

新	旧
<p>助活動に対する支援に関する<u>事業をいう。</u>) (ひまわり荘の利用)</p> <p>第3条 ひまわり荘を利用できる者は、<u>法第23条の規定による母子保護の実施</u> (以下「<u>母子保護の実施</u>」という。)の決定を受けた者とする。</p> <p>2 区長は、ひまわり荘の利用に関し、母子保護の実施の委託を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を拒否することができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達しているとき。</p> <p>(2) 感染症にかかっているとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、正当な理由があるとき。</p> <p>3 区長は、ひまわり荘を利用している者が母子保護の実施を解除されたときは、退所させるものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、相当の期間を定めて退所を猶予することができる。</p> <p>4 区長は、前項ただし書の規定により猶予を受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、退所させることができる。</p> <p>(1) この条例または区長の指示に違反したとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、ひまわり荘の利用が不適当であるとき。</p> <p>(省略)</p> <p>(子どもショートステイ等の利用)</p>	<p>活動に対する支援に関する<u>こと。</u></p> <p>(ひまわり荘の利用)</p> <p>第3条 ひまわり荘を利用できる者は、<u>法に基づき保護の実施の決定</u>を受けた者とする。</p> <p>2 区長は、ひまわり荘の利用に関し、<u>法に基づく母子保護の実施の委託</u>を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を拒否することができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達しているとき。</p> <p>(2) 感染症にかかっているとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、正当な理由があるとき。</p> <p>3 区長は、ひまわり荘を利用している者が<u>法に基づく母子保護の実施</u>を解除されたときは、退所させるものとする。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、相当の期間を定めて退所を猶予することができる。</p> <p>4 区長は、前項ただし書の規定により猶予を受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、退所させることができる。</p> <p>(1) この条例または区長の指示に違反したとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、ひまわり荘の利用が不適当であるとき。</p> <p>(省略)</p> <p>(子育て支援センターの利用)</p>
<p>第5条 子どもショートステイまたはトワイライトステイ (以下「<u>子どもショートステイ等</u>」という。)を利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、もしくは利用を停止し、または利用の条件を変更することができる。</p> <p>(1) 利用の目的または条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。</p>	<p>第5条 <u>子育て支援センターのショートステイ室またはトワイライトステイ室</u> (以下「<u>ショートステイ室等</u>」という。)を利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、もしくは利用を停止し、または利用の条件を変更することができる。</p> <p>(1) 利用の目的または条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。</p>

新	旧
<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。 (子どもショートステイ等の利用料金)</p>	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。 (子育て支援センターの利用料金)</p>
<p>第6条 子どもショートステイ等の利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内で、指定管理者(第9条第1項に規定する指定管理者をいう。次項および第4項ならびに次条第4項において同じ。)があらかじめ区長の承認を得て定める額とする。</p>	<p>第6条 ショートステイ室等の利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内で、指定管理者(第9条第1項に規定する指定管理者をいう。次項および第4項ならびに次条第5項において同じ。)があらかじめ区長の承認を得て定める額とする。</p>
<p>2 前条第1項の規定により子どもショートステイ等の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、前項に定める額の利用料金を前納しなければならない。</p>	<p>2 前条第1項の規定によりショートステイ室等の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、前項に定める額の利用料金を前納しなければならない。</p>
<p>3 区長は、特に必要があると認めるときは、第1項の利用料金を減額し、または免除することができる。</p>	<p>3 区長は、特に必要があると認めるときは、第1項の利用料金を減額し、または免除することができる。</p>
<p>4 既納の利用料金は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、指定管理者は、その全部または一部を返還することができる。 (休業日等)</p>	<p>4 既納の利用料金は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、指定管理者は、その全部または一部を返還することができる。 (休業日等)</p>
<p>第7条 センターの休業日は、12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「年末年始」という。)とする。ただし、第2条第1号の事業は、年末年始においても行うものとする。</p>	<p>第7条 センター(ひまわり荘を除く。)の休業日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。</p>
<p>2 センターの利用時間は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>2 センターの施設(ひまわり荘ならびに子育て支援センターのショートステイ室およびトワイライトステイ室を除く。)の利用時間は、午前9時から午後6時までとする。</p>
<p>(1) 第2条第1号および第2号の事業 午前零時から午後12時まで (2) 第2条第3号の事業 午後5時から午後10時まで (3) 第2条第4号から第7号までの事業 午前9時から午後6時まで</p>	<p>3 子育て支援センターのトワイライトステイ室の利用時間は、午後5時から午後10時までとする。</p>
<p>3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。</p>	<p>4 前3項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。</p>
<p>4 第1項および第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると</p>	<p>5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある</p>

新	旧																		
<p>認めたときは、区長の承認を得て、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>(省略)</p> <p>(指定管理者の行う業務)</p> <p>第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第2条各号に規定する事業の運営に関すること。</p> <p>(2) <u>子どもショートステイ等</u>の利用の承認および承認の取消しに関すること。</p> <p>(3) <u>子どもショートステイ等</u>の利用に係る利用料金の徴収に関すること。</p> <p>(4) 施設等の維持および修繕に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認め業務</p> <p>(省略)</p>	<p>と認めたときは、区長の承認を得て、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>(省略)</p> <p>(指定管理者の行う業務)</p> <p>第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第2条各号に規定する事業の運営に関すること。</p> <p>(2) <u>ショートステイ室等</u>の利用の承認および承認の取消しに関すること。</p> <p>(3) <u>ショートステイ室等</u>の利用に係る利用料金の徴収に関すること。</p> <p>(4) 施設等の維持および修繕に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認め業務</p> <p>(省略)</p>																		
<p>別表 (第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="174 978 1070 1257"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>利用区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子どもショートステイ</td> <td>児童1人につき1泊 2日</td> <td>6,000円 (2泊目以後は、1日につき3,000円を加算する。)</td> </tr> <tr> <td>トワイライトステイ</td> <td>児童1人につき1回</td> <td>1,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>付 則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>	名称	利用区分	利用料金	子どもショートステイ	児童1人につき1泊 2日	6,000円 (2泊目以後は、1日につき3,000円を加算する。)	トワイライトステイ	児童1人につき1回	1,200円	<p>別表 (第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1169 978 2065 1257"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>利用区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ショートステイ室</u></td> <td>児童1人につき1泊 2日</td> <td>6,000円 (2泊目以後は、1日につき3,000円を加算する。)</td> </tr> <tr> <td><u>トワイライトステイ室</u></td> <td>児童1人につき1回</td> <td>1,200円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	利用区分	利用料金	<u>ショートステイ室</u>	児童1人につき1泊 2日	6,000円 (2泊目以後は、1日につき3,000円を加算する。)	<u>トワイライトステイ室</u>	児童1人につき1回	1,200円
名称	利用区分	利用料金																	
子どもショートステイ	児童1人につき1泊 2日	6,000円 (2泊目以後は、1日につき3,000円を加算する。)																	
トワイライトステイ	児童1人につき1回	1,200円																	
名称	利用区分	利用料金																	
<u>ショートステイ室</u>	児童1人につき1泊 2日	6,000円 (2泊目以後は、1日につき3,000円を加算する。)																	
<u>トワイライトステイ室</u>	児童1人につき1回	1,200円																	

品川区立就学前乳幼児教育施設条例 新旧対照表

新	旧
<p>○品川区立就学前乳幼児教育施設条例 平成15年12月8日条例第35号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 小学校就学前の乳幼児に対し、保育所および幼稚園の相互の特色を生かした保育および教育を継続的かつ一体的に行うことにより、乳幼児の健全な育成を図るとともに、地域における子育て家庭を支援するため、品川区立就学前乳幼児教育施設（以下「教育施設」という。）を設置する。</p> <p>(省略)</p> <p>(施設および事業)</p> <p>第3条 教育施設は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる施設において、それぞれ当該各号に定める事業を行う。</p> <p>(1) 保育園（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき設置する保育所とする。） 児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施（以下「保育の実施」という。）および子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第2号の時間外保育（以下「時間外保育」という。）の実施に関する事。</p> <p>(2) 幼児教育施設（児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき東京都知事に届け出た施設とする。） 幼稚園教育要領に準じた幼児教育（以下「幼児教育」という。）および預かり保育の実施に関する事。</p> <p>(3) <u>ふれあい交流室</u> 子育てについての相談その他の地域における子育て支援に関する事。</p> <p>(省略)</p>	<p>○品川区立就学前乳幼児教育施設条例 平成15年12月8日条例第35号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 小学校就学前の乳幼児に対し、保育所および幼稚園の相互の特色を生かした保育および教育を継続的かつ一体的に行うことにより、乳幼児の健全な育成を図るとともに、地域における子育て家庭を支援するため、品川区立就学前乳幼児教育施設（以下「教育施設」という。）を設置する。</p> <p>(省略)</p> <p>(施設および事業)</p> <p>第3条 教育施設は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる施設において、それぞれ当該各号に定める事業を行う。</p> <p>(1) 保育園（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき設置する保育所とする。） 児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施（以下「保育の実施」という。）および子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第2号の時間外保育（以下「時間外保育」という。）の実施に関する事。</p> <p>(2) 幼児教育施設（児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき東京都知事に届け出た施設とする。） 幼稚園教育要領に準じた幼児教育（以下「幼児教育」という。）および預かり保育の実施に関する事。</p> <p>(3) <u>地域子育て支援センター</u>（以下「センター」という。） 子育てについての相談その他の地域における子育て支援に関する事。</p> <p>(省略)</p>

新	旧
<p>(子育て支援の実施)</p> <p>第11条 <u>ふれあい交流室</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 子育てについての相談および援助に関すること。</p> <p>(2) 子育てサークル等の育成および支援に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた事業</p> <p>2 <u>ふれあい交流室</u>の開館時間は、<u>午前8時30分</u>から午後6時までとする。</p> <p>(省略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(子育て支援の実施)</p> <p>第11条 <u>センター</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 子育てについての相談および援助に関すること。</p> <p>(2) 子育てサークル等の育成および支援に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた事業</p> <p>2 <u>センター</u>の開館時間は、<u>午前9時</u>から午後6時までとする。</p> <p>(省略)</p>